

社会保険 早見表



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

社会保険とは？

社会保険とは、病気、ケガ、出産、死亡、老齢、介護、失業など、生活を送る上で誰もが直面しうるリスクに備え、国が最低限の保障を提供する仕組みです。以下の4つの分野に分けられ、社会保険への加入は、法律で義務付けられています。

1 医療保険	病気やケガの際の医療費負担軽減	3 介護保険	介護が必要な際のサービス提供
2 年金保険	老齢・障害・死亡時の生活支援	4 労働保険 (雇用保険・労災保険)	失業時の生活保障、業務・通勤災害時の補償

主な社会保険の種類と内容

社会保険にはいくつかの種類があり、加入する人の状況（働き方など）によって加入する制度が異なります。

保険の種類	主な目的	主な加入対象者
医療保険	病気やケガの際の医療費負担軽減	
健康保険	会社員などとその家族	会社員、公務員、私学教職員、船員とその被扶養者
国民健康保険	自営業者、年金受給者、非正規雇用者など	上記の健康保険に加入していない方
後期高齢者医療	75歳以上の高齢者など	75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された方
年金保険	老齢、障害、死亡時の生活保障	
国民年金	基礎的な年金	日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方

保険の種類	主な目的	主な加入対象者
厚生年金保険	国民年金に上乗せされる年金	会社員、公務員、私学教職員など
介護保険	介護が必要な方へのサービス提供	40歳以上の方（サービス利用は原則65歳以上、または40歳以上65歳未満で特定疾病の方）
労働保険		
労災保険	業務上・通勤中の事故に対する補償	雇用されているすべての労働者（保険料は全額事業主負担）
雇用保険	失業時の生活保障、雇用の安定・促進	雇用保険の適用事業所に雇用される労働者（一定の要件あり）

社会保険制度のポイント

医療保険	国民皆保険制度に基づき、全国民が加入。加入保険に関わらず、同等の治療が受けられる。健康保険には、出産や疾病などで給与が受けられない場合の補償制度もある。	年金保険	1階＝国民年金、2階＝厚生年金の「2階建て」。会社員などは厚生年金保険に加入すれば、国民年の保険料も納付していることになる（原則として20歳以上60歳未満の場合）。
介護保険	40歳以上が加入し保険料を負担。 サービス利用は原則65歳以上（特定疾病の場合は40歳以上）の要介護・要支援認定者。	労災保険	業務・通勤災害に対する保険給付。 保険料は全額事業主負担。雇用形態に関わらず全労働者が対象。
雇用保険	失業手当のほか、育児・介護休業給付や教育訓練給付で雇用継続と能力開発を支援。保険料は労使双方で負担。		